

クレジットカードで

「自動車重量税」・「自動車検査登録手数料」等

をお支払いする方へ【整備事業者に継続検査（車検）を依頼する場合】

令和5年1月から車検などの手続きの際に必要な自動車重量税・自動車検査登録手数料等の支払いについて、クレジットカードの利用によるキャッシュレス決済が可能になりました。

手続き前にご確認いただきたい事項

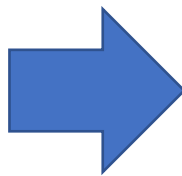
関連システムの対応状況等によりキャッシュレス決済が利用できない場合がありますので、手続き開始前に継続検査（車検）依頼先の整備事業者にも事前にご確認をお願いいたします。

キャッシュレス決済フロー（概要）



お客様が事前に

- ・「車両情報」
- ・「クレジットカード情報」等をインターネットで登録する



キャッシュレス決済の登録完了後、メール等で受理する
「支払受付番号（17桁）」
の記載画面を整備事業者に提示

【注意】 キャッシュレス決済を利用する場合は必ず依頼先の整備事業者にも事前にお知らせください。（お知らせがなかった場合、キャッシュレス決済が利用できません。）

※運輸支局の窓口等に提出する申請書類等にキャッシュレス決済である旨の記載を行う必要があります。

1. 手続き開始

キャッシュレス決済をご希望される方は、インターネットサイトでクレジットカードを利用してお支払いを行いますので、以下のQRコードからアクセスしてください。



（国土交通省が提供する「くるまの保有関係手続きお支払い情報登録サービス」）

2. 登録が完了したら

- ・クレジットカードの決済情報の登録が完了したお客様
- ・すでにご自身でキャッシュレス決済手続きを行った方

におかれましては、キャッシュレス決済の登録完了通知がメールにて送られますので、その「支払受付番号（17桁）」が記載されている画面を整備事業者にご提示ください。